

令和3年度 居住支援全国サミット
パネルディスカッション

地域における居住支援体制の構築
～つながりの広げ方～
(趣旨説明)



日本大学 文理学部 社会福祉学科
白川 泰之

本日のねらい

住宅確保要配慮者のための居住支援を進めたいが...

- ◆ 関係者とどのように連携づくりを進めていけばいいのか？
- ◆ 連携が進まない、深まらない。
- ◆ 先行又は同じ進度の自治体では、どのような苦勞、工夫があったのか？



事例紹介の後に、ディスカッションを通して
「つながりの広げ方」を考える



3

本日の進行

- ◆ まず、居住支援協議会を設立して間もない、又は設立準備の最終段階にある2つの自治体から、以下の3点を中心にご報告いただきます。
 - ① 居住支援協議会設立の経緯（設立理由・背景・調整過程など）
 - ② 居住支援に関する活動・事業内容
 - ③ 協議会又は設立準備会メンバー内での連携した取組
- ◆ それぞれ、複数の関係者の方々にお越しいただいています。



続いて、主に以下の視点から、ディスカッションを進めていきます。

- ① 庁内、不動産団体、福祉団体等との連携づくりで直面した課題
- ② 連携（つながり）の必要性、連携するために実践した方法

4

「つながり」の政策論と実態

5

- ◎ 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）
（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）（抄）

改革の骨格

1. 地域課題の解決力の強化
- ・・・住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、**住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する**。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

当面の改革工程

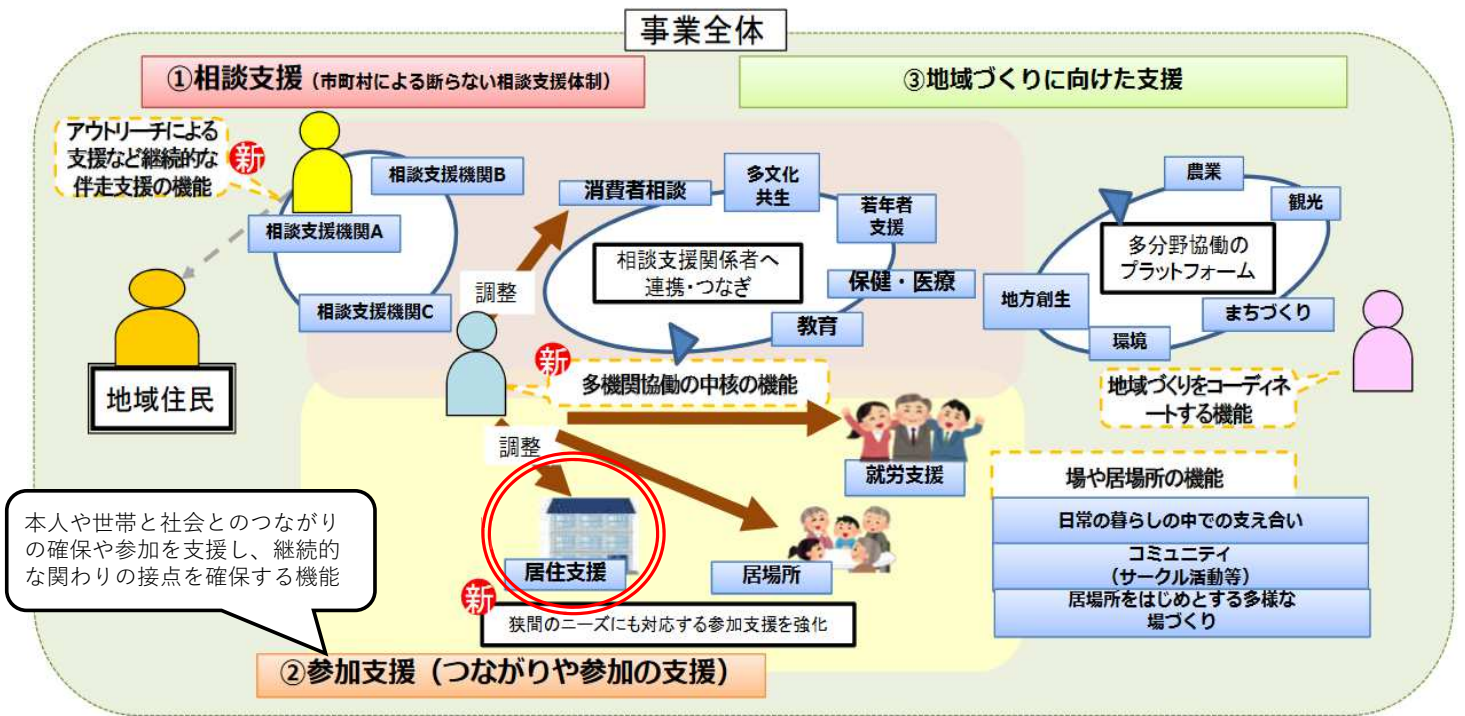
2. 地域丸ごとのつながりの強化
- **国土交通省との密接な連携**のもと、生活困窮者、高齢者、障害者などへの**居住支援を進める**。



地域で支え合うためには、まず、「地域の一員」として安定した居住が大前提

6

厚生労働省「重層的支援体制整備事業」イメージ図



(出典) 厚生労働省公表資料に加筆

7

住宅政策における「社会福祉の増進」と「相互連携」

住生活基本法 (抄)

(目的)

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(居住の安定の確保)

第六条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第九条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

8

住生活基本計画（全国計画・令和3年3月閣議決定）3つの視点と8つの目標

1「社会環境の変化」の視点

- 目標① 新たな日常、DXの推進等目標
- 目標② 安全な住宅・住宅地の形成等

2「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標③ 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標④ 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等

3「住宅ストック・産業」の視点

- 目標⑥ 住宅循環システムの構築等
- 目標⑦ 空き家の管理・除却・利活用
- 目標⑧ 住生活産業の発展

目標⑤ セーフティネット機能の整備



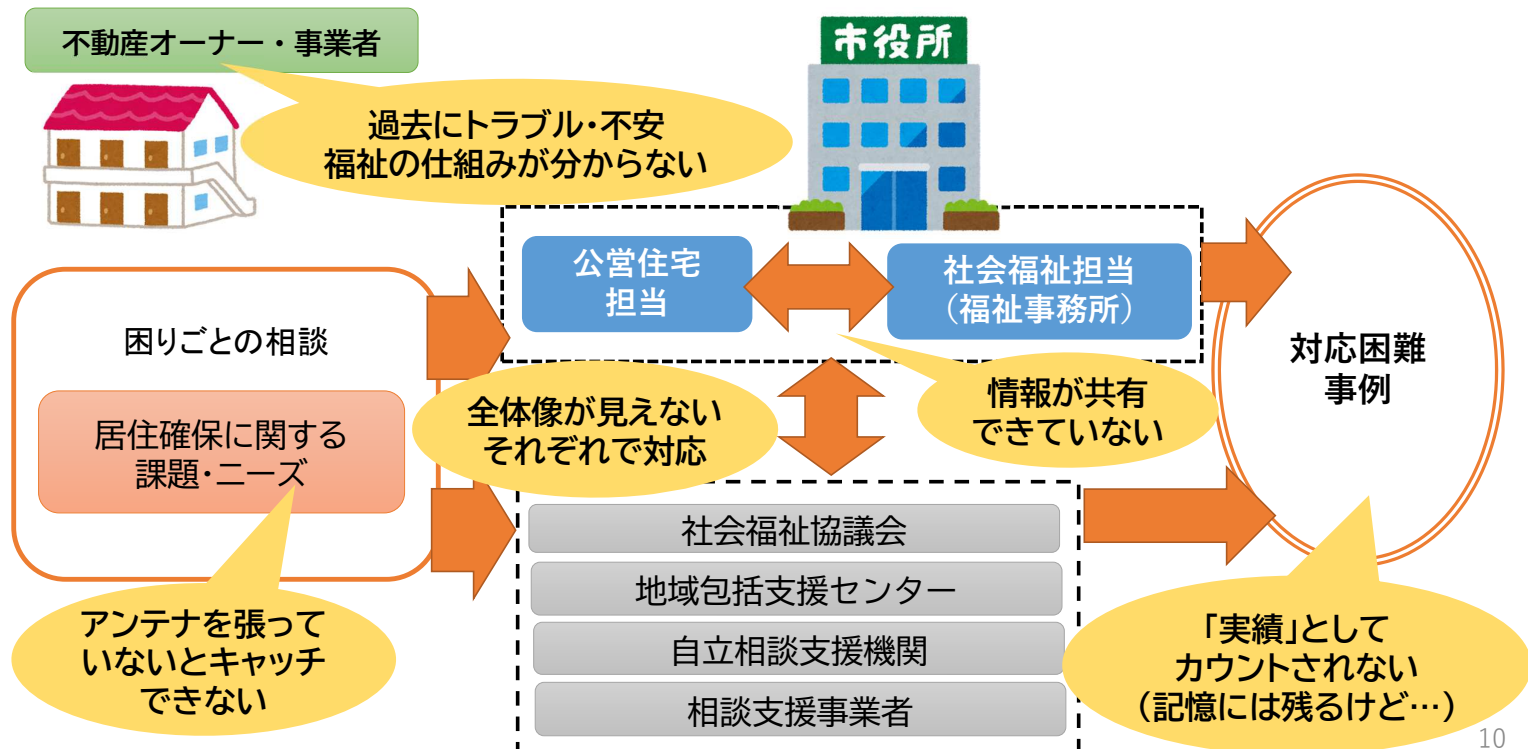
(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

基本的な施策

- **住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応**による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する**生活相談・支援体制の確保**
- **地方公共団体と居住支援協議会等が連携**して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、**住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応等の実施**
- 賃借人の死亡時に残置物を処理できるような契約条項を普及啓発。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

「居住支援」のニーズ・課題・対応の分散



連携に当たっての課題（例）

制度の理解など

- ◆ 行政の中でも居住支援の**理解が低い**。
- ◆ 居住支援は人が生きるための最低限の条件であり、すべてのサービスのベースとなると考えているが、こうした**当然の認識が地域内の関係機関に共有されていない**。

体制構築面など

- ◆ 形だけ連携しても意味はなく、お互いの**信頼関係をつくるのに時間は必要**と考えている。
- ◆ 市のネットワークがまだできていない。**互いの理解、顔のみえる関係がまだない**。
- ◆ 行政だから出来ること、民間だから出来ること、**互いの役割を理解し合い、スムーズな連携強化**が急務。
- ◆ 入居相談をされている方のほとんどが、複数の難しい課題を抱え、それらを同時進行に解決してかなければいけない状況である。**連携先との正確な情報共有、連動した動きが必須**である。

〔出典〕高齢者住宅財団「要援護高齢者等の居住支援・生活支援の取組に関する普及啓発等事業報告書」（平成30年度）居住支援の活動を行っている団体に対するアンケート調査（n=147）の自由記載欄より抜粋

11

住宅と福祉を紐づけて、Win-Win の関係をつくる

【住宅政策目線】

供給（国土交通省/自治体住宅担当）
必要に応じて、**物**を**与えること**。商品を手市場に**出すこと**。

賃貸人の
安心材料

対物政策：賃貸人支援

連続・一体化

相談、情報提供など

日常生活・社会生活の相談支援 など

入居

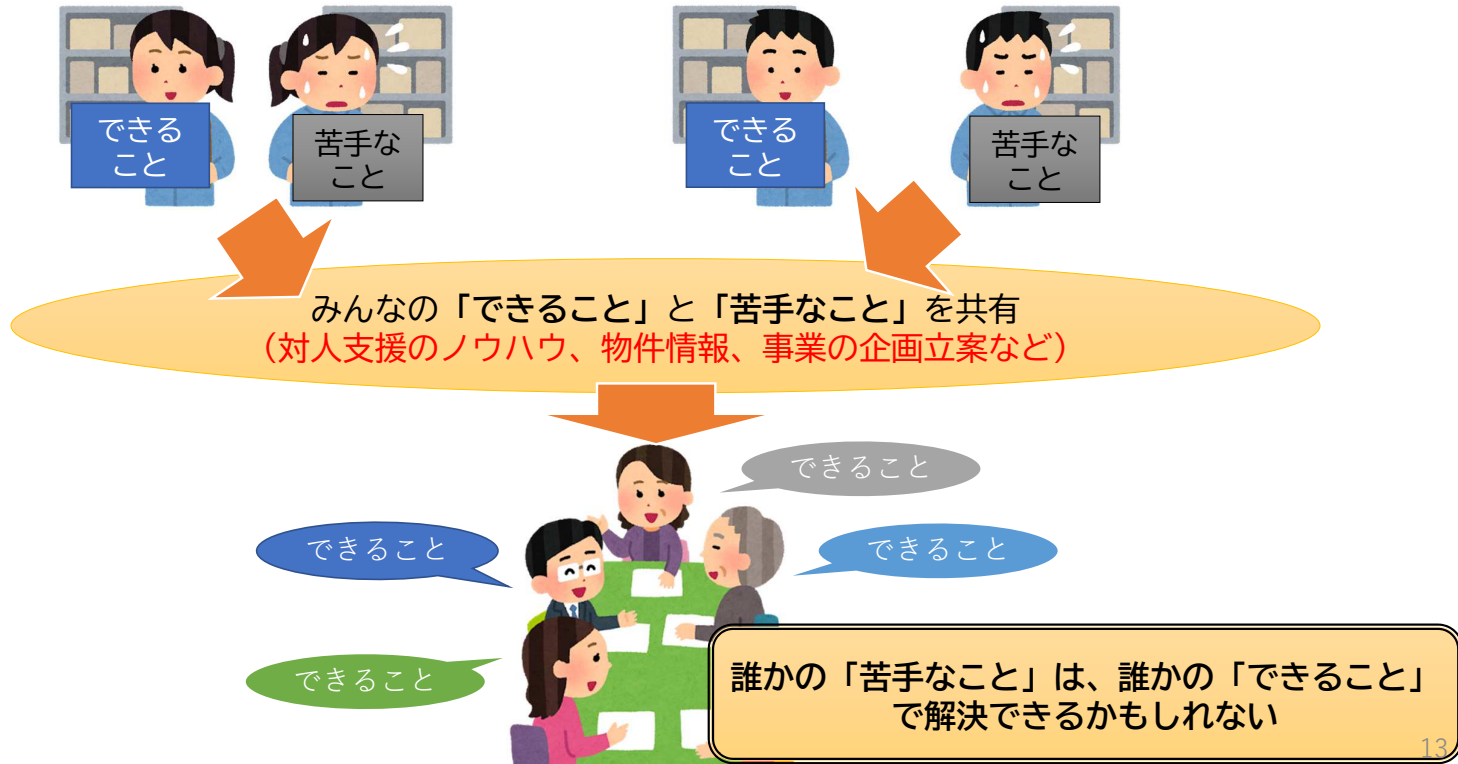
【福祉政策目線】

在宅福祉（厚生労働省/自治体福祉担当）
福祉の援助を必要とする**在宅者**に対して、相談支援、生活支援、家族による世話を社会的に補う福祉サービス。

対人政策：住宅確保要配慮者支援

12

「抱え込む」から「共有」へ



それでは、
足立区、茅ヶ崎市の皆様の
取組発表をお願いいたします。